

特集：変化への対応

(巻頭言)
市町村併存とまちづくり

下田 公一

(特集論文)

特集の趣旨にあたって
社会変化に対する都市計画の適応
横原市の都市計画道路の変更
神戸市街地の都市計画
土地権利者事業を施行すべき区域における市街地整備の考え方
逆子市の開発規制の変遷とまちづくり条例一闇指揮要綱の変化に着目して
民間事業者の観点から「計画と変更」を考える
都市計画変更の法律的検討
情報化がもたらす新的計画 インターネットを活用した住まい手参加型街づくり
PHにおける変更の概念

中山 靖史
水口 徳典
小出 和郎
内田 一但
川間 光
内海 麻利
山本 理
坂和 草平
宮根 実由
光多 長温

(一般研究論文)

少子化時代における学校統合モデルの提案
大谷 博・近藤 光・飯瀬 義伸・高橋 啓一
一般世帯の自動車ガソリン消費の市域による違いをもたらす都市形成及び都市計画からみた要因

中村 雄司・堀池 泰三
大都市郊外部における市街地に着目した土地利用計画の検討一琵琶湖集水域を対象に一
山本 佳世子

(プロジェクト)

銀田市の都市型快適生活の拠点づくり 一橋南第一地区第一種市街地再開発事業
南條 進雄
世界文化遺産・国宝姫路城の前に市長の城、「イーグレヒュジ」誕生一お城本町地区第一種市街地再開発事業一

岡本 孝夫

(都市計画行政の最近の動き)

志木市自然再生条例の制定について
志木市生活環境部環境推進課

(元気いがんばるまちづくりINPO)

ふるさとの会
水田 忠(社) 日本都市計画学会創立50周年記念行事報告
2001年度学術研究論文奨励会報告
学術委員会

特集論文

都市計画変更の法律的検討

大阪府選手会弁護士 坂 和 章 平

A paper of
special issue

Legal Aspects on Modification of Urban Planning

Osaka Bar Association Attorney at Law Shouhei SAKAWA

Reexamination of urban redevelopment planning has also been executed, during the debate of a new idea "Assessment for being out of time", revocation of development plan for not being carried out for a long time, and some growing public opinions for reconsideration of unnecessary public development operations.

Some redevelopment plans, in fact, have been stopped on their halfways.

I would like, in this paper, to make comments on some legal points of the responsibilities of planning authorities and the issue of compensation for revocation or modification of land use planning:

1.はじめに

小泉内閣は「聖なる構造改革」を掲げ、公共事業の見直し・削減を重要政策課題とした。そして道路特定財と地方交付税の見直しを宣言、「経済改進運営の基本方針」(竹太の方針)を発表し、国交省も公共事業の改革に関しての大規模な事業の見直し・削減を実現した。この改革が実現すれば、高速道路やダム等多くの事業の中止ももちろん公共事業全体に及ぶが、同時に市町の当否や割合・賃貸・損失補償等の法的問題が多発する筈だ。

小泉政権は先行する、北川正恭三重県知事による公共事業全体の再評価制度や、福島北・北海道知事が提出し、流行語大賞を受った「時のセスメント」も注目を集め、北海道開発庁は98年度の公共事業の見直し(・中止・凍結・縮小)を決定、積本閣も年内のアセスの導入を決定した。さらに川中井・佐野県知事の「脱ダメ宣言」も大きな反響をよんだ。興味深いのは、98年の名古屋の近畿西大寺駅前再開発事業の中止だ。都市計画法21条は「…都市計画を変更する必要が生じたときは

遅滞なく当該都市計画を変更しなければならない」と規定するが、現実には都市計画未定された事業の中止例は少なく、日本は「改・官・闘」の三位一体となった土建国家の体質にどっぷりつかっていたため、「退むら地獄、退くも地獄」という再開発をとりまく経済状況の中、西大寺の決断は注目された。他方、道路建設の都市計画未定がされながら、時代状況の変化の中で、予定地上には既に建物が建て依り実事上道路建設は不可能となっているのに、都市計画決定の変更がされずに放置されている例も多く、その不合理性は從来から指摘されてきた¹⁾。

既設5年間続いた公共事業中心の土建国家体質が小泉改革により一変しようとしている今、都市計画の変更に関する法的検討は重要なテーマだ。本稿はこのような問題意識に沿って、いくつかの論点を指摘する。

2. 学説・判例の系譜と検討

1) (古典的) 計画拒否責任の議論

都計画の変更より大きな概念である国家計画の変更、行政計画の変更、公計画の改定というテ

52 都計画

マが取りあげられたのは、73年の平井孝「西ドイツにおける行政計画と補償」が最初²⁾だが、76年以降①遠藤博也「計画行政法」³⁾②乙都哲郎「国家計画の変更と信頼保護論」⁴⁾が発表され、次いで③手島孝「計画申請拒否論」⁵⁾④桜木本一郎「行政活動の変更と補償」⁶⁾が発表された。これらは、行政計画はその誠実性を信頼して私人の法的関係等が形成されるため、自己拘束性・首尾一貫性が必要との前提の下に、その変更（撤回）（とりわけ受益の廃止）には、行政の「計画責任」が問われるべきとの問題意識で西ドイツでの理論を紹介し、日本にも適用しようとすると議論だった。この行政責任については、計画保護（保証）請求権、計画拒否責任等の用語を創設して、その根拠や内容を論じている。

この議論の契機となった判例は、①公営閉地建設廃止事例⁷⁾と②工場説教契約金条項改正事例⁸⁾だ。特に①は、Y市による公営住宅の建設を信頼して公衆浴場の開業を決意したXに対して、公営閉地建設計画を廃止したY市に里賀料を支払うよう命じ、注目された。ちなみに手島は計画拒否責任の根拠として、①法的安定性②契約法理③信頼保護説④信義誠実・公平良俗・禁反言説⑤財産権を挙げ、計画拒否責任法の日本の構成を提案している。これらの検討は、その時代の特性として、行政主体による行政計画の変更が、これを信頼していた特定の個人や企業にどのような影響を与えるか（信頼裏切って中止した場合に損害賠償等の法的責任が発生するか）という問題として提起されたもので、いわば古典的な行政計画変更の議論といえる。

2) 一般的な土地利用計画変更の議論

93年の日本土地法では「土地利用計画の変更」を統一テーマとして、①宮川三郎「計画変更における法的基準」⁹⁾②恒松利治「開発計画と行政」¹⁰⁾③日高康雄「都市工学からみた都市計画の変更」¹¹⁾④河原崎守彦「都市計画における計画変更の実態」¹²⁾⑤小澤道一「行政計画に対する信頼の保護」¹³⁾が発表され、議論された¹⁴⁾。これらは計画拒否責任論における計画変更の法的許容性といき古典的な議論を超えて、土地利用計画の変更を目指した一般的な行政計画や行政政策、更には具体的な都市計

画について、その論点を多様な視点から取りあげた。ちなみに宮川は、計画変更是原則として可能なことを前提に、変更を阻止できるか否か、変更の要件等を指摘した。会場からは、公共事業の中止・変更を求めるには現行法体系の下では取扱訴訟によらざるをえないが、そこには行政処分性の壁があつて現実に機能していないため、変更請求権のようなシステムの構築はできないとの質問が出て、現行法の機能が不十分であることが確認された。また、都市計画の用途地域の変更については、住民に不利益に変更される場合は計画拒否責任の議論だが、住居地域から商業地域に変更される等有利に変更された場合は、その利益（開発利益）をどう考えるべきか、という論点も重要な検討課題だと認めた¹⁵⁾。

私もモニールや阿倍野訴訟の経験上、都市計画事業計画（変更）の取消訴訟においては、行政処分性の壁が第1の検討課題だったが、今日では行政が実施する都市計画の変更（住民の声に押されても行政が変更の決断を下した場合）には、いかなる法的問題が生じ、それをどう処理すべきかという新たな大きな論点が生じている。

3) 都市計画を契機とした澤野豊文

95年5月、青島都知事により世界都市博の中止が確定された。これを契機として澤野豊文は「行政計画（活動）の変更と損害賠償責任（上）（CF）」を発表した¹⁶⁾。これは、計画変更責任が問題となる場合を「国や地方公共団体の行政計画や政策あるいは国等が行う行政活動で、国民の社会生活・経済活動と密接に関係を有するもの」としたうえで、行政計画変更に関する判例を検討したのだ。都市計画や事業計画の変更が計画変更責任にあたるか否かは、その変更に行政処分性を認めるか否かによって異なる。つまり処分性を認めないと多くの判例の立場では、計画変更責任の問題となるが、処分性を認める学説では個々の行政処分の取消の可否という問題となる。第1の注目判例は、村の工場説教政策に沿って工場建設の準備をしていた会社に対して、説教政策変更による拒否賠償を認める可能性を判示した最判だ¹⁷⁾。第2は、郡山市の再開発事業の変更に関する判決だ。これは、市长の交代等のため、そこが核店舗としての出店を辞退し事業が頓挫したため、地権者が市に対し

て損害賠償を求めた事件だ。一番は市の責任を認め、慰謝料の請求を認容した¹⁸⁾が、控訴審は事業計画の変更も裁量権の逸脱又は濫用にあたらない限り逸脱ではないとして、請求を棄却した¹⁹⁾。判断の当否はさておき、再開発をめぐつてこのような裁判が提起され、判決されたこと自体が重大だ。同種事案では、請求の当否は具体的な案件によるが、今後は地権者からの市面変更の当否自体を争う訴訟や、事業中止の場合の地権者への訴訟請求等の法的争点が予想される。計画（変更）の実行行政処分性にとらわれない「非定型の取消訴訟」という訴訟類型の提案²⁰⁾も含め、取消訴訟の門戸の開放が不可欠だ。

3. 私の問題意識—再開発見直し・中止の必要性

再開発事業は01年3月現在全国26地区で実施。497地区が完了、229地区が事業継続中だが、地価の下落と経済不況の長期化の中、核店舗の撤退と保留床の売れ残りが顕在化し、多くの事業が破綻に瀕している。ビルの賃貸・運営のため市が負担し、設立する三セク会社も再開発の被疑に伴って赤字を抱え、実土上倒産の危機にある。土地の高度利用と高容積の再開発ビル建設により、大量の保留床を創出して事業費を捻出する從来型の再開発事業は、大きな見直しを迫られている「事業廃止」も現実化山梨県等2地区がある²¹⁾。しかし継続中の事業の適切な変更案は容易に見つからず、また、事業の中止（撤退）は関係権利者に対する補償という大問題が発生するため、誰も決断できないのが現状だ。ちなみに95年1月の阪神大震災の復興まちづくりを目指す新長田地区では、20haで40億の大規模な再開発事業が都市計画決定されたが、その後の経済不況は一層深刻化し、収支見直し合った形での巨大ビル群建設は不可能とわかりながら、その見直しは進まない。

私は93年の大阪駅前問題研究会の発足²²⁾以降再開発問題に取り組み、裁量権逸脱によるルート変更を求めた大阪モノレール訴訟²³⁾や第二種再開発事業の事業計画決定の取消訴訟で行政処分性を認容させた同信野再開発訴訟²⁴⁾の代理人となつた他、各地の再開発の現場で各種問題に取り組んだ。川西の再開発では、再開発組合が銀行等に借地放棄を求める調停を申立て、三セクが売れ残った床

を買い取ったが、私も久居市で同様の調停事件を提起している。そこでは保留床を三セクが買いつつて公的財源を用意目指すのか、それとも組合を解散させ銀行の競争手続に委ねるのか、の二者択一の選択肢しかない。しかし三セクに公的資金（税金）を投入すれば、三セクの赤字が膨らむため、問題先送りを図る議会などの「抵抗努力」があるし、地権者を含めた関係権利者にも、競争に瀕した再開発事業の縮小分け解決という問題意識は希薄だ。組合は「事業の完成により解散する」（法46条）筈だが、ビルが完成しても保留床未処分のため収支見直しや組合の解散ができず、顧慮なくビルの賃貸や管理業務を続けるという異常事態も多発している。

今や「組合の競争能力」が現実的テーマとなり、どこで破産第1号が出るかが注目の的だ。しかしながら核店舗説教致失敗が確定した時点で事業の中止・②保留床処分の見直しとの対比でビルの規模の見直し・駅小等、都市計画・事業計画を変更すべき局面があった筈だ。②の例は01年3月阿倍野でのビルの縮小等が敗訴されるが、自動的に事業の中止を決断した①の例は少ない。今勇気をもって議論すべきは、再開発の中止といふ「退く決断」とそれに伴う補償の処理なのだ。

4. 都市計画の変更を可能とする2つの動き

西大寺は組合施行の370億円の事業で、88年に都市計画決定したが、バブル崩壊に伴い①資産評価の下落②保留床取扱者の減少③補助金の減少、のため「勇気ある断念」をした朝だ。

その背景の第1は、98年4月の「建設省所轄公共事業の再評価実施要領」の施行により、長期間経過している事業について必要に応じて見直す（休止・中止）システムが導入されることだ。西大寺はこのレールに乗って、99年度の公共事業評価監視委員会に諮問した結果、事業の中止が承認された。背景の第2は、従来は国の補助事業を中止した場合、補助金等適正化法により補助金の返還義務が生じたが、地方分権推進委員会第2次勧告により、事業を中断した場合の返還義務が免除され、大蔵省も原則的に返還は不要としたことだ。この2つは、再開発だけではなく補助金付きの公共事業すべての見直し・中止を促進する側面的な

動きだす。赤字必至の戻続した再開発の中止はもちろん、小泉改革に伴う道路やダム等、この動きに沿って見直すべき公共事業・都市計画事業は各地に多い苦だ。

5. 故障された都市計画変更の必要性

放置された都市計画についての最大の論点は、都市計画・事業計画決定に伴って地権者に課せられた裁判制限の補償問題だ。計画制限や土地利用規制に伴う損失補償問題は、一般的な規制の設定が困難で個別具体的問題の処理が必要なため、その法的検討は不十分で「混迷したジャンクル」と言われている¹⁹。道路建設の都市計画決定のため長期にわたって裁判制限を受けたケースでの補償の要否について、判決は土地の所有権に内在する社会的制約としてこれを否定する²⁰が、具体的な状況の下で計画過程の正常性を問題として不適当に長い間の補償を要求とする遠藤説もあり、私も同感だ。もっとも「現状のまま補償を認めれば、都市計画はほぼ破産するであろう」との観測的指摘もあり難しいテーマだ。なお01年6月、関西再開発研究会は、計画の実現性向上のため、都市計画決定から費ね10年以内に整備するとする時間的整備目標を定め、それまでに見通しが得られない場合は、都市計画決定を解除できる（実現性の明確化）旨を提言した²¹。この提案には全面的に賛成だが、これは私的制限の補償の議論と裏腹であることを十分認識する必要がある。

参考文献

- 1)毎日新聞(98.11/20)
- 2)五十嵐義典・小川明雄『公共事業はどうするか』(岩波新書1999)『公共事業は止まるか』(岩波新書2001)
- 3)阿部泰隆『国家補償法』(有斐閣1988)278頁、荒秀『土地利用規制と補償』(『現代行政法大系6』有斐閣1983)277頁
- 4)『法政理論』5巻2号(1973)
- 5)『計画行政法』(学術書房1976)224頁
- 6)『神戸学院法学』6巻3号(1976)465頁
- 7)ジム911Mo637・107頁(12Mo639・122頁)13Mo640・114頁(14Mo641・101頁)15Mo643・123頁
- 8)『現代行政法大系6』(有斐閣1983)221頁
- 9)熊本地区支那44・4・36判時571号591頁
- 10)鐵路地判昭43・3・19判時616号14直乗却・北根喜半44・4・17判時555号15直乗却
- 11)日本土地法学会『土地利用計画の変更・抵当制度の再検討』(有斐閣1993)2頁~51頁
- 12)・13)同上52頁~61頁
- 14)NBLv6576・201頁3677・38頁
- 15)最判昭56・1・27判時994号267頁
- 16)福島地院平元・6・15判時1521号591頁
- 17)仙台高判平6・10・17判時1521号833頁
- 18)宮田三郎(前掲11)7頁
- 19)朝日新聞(01.3/28)、朝日新聞(01.10/27)、日経新聞(01.11/5)
- 20)舟橋徹也『苦悩する都市再開発』(都市文化社1985)
- 21)大阪モノレール訴訟弁護団『ルートは誰が決める?』(都市文化社1995)
- 22)大阪高判昭63・6・24判時1283号21頁、最高判4・11・26民集16巻8号2658頁、阿倍野再開発訴訟弁護団『阿倍野再開発訴訟の歩み』(都市文化社1989)
- 23)荒秀(前掲3)295頁
- 24)東京地判昭47・2・29判時4675号37頁
- 25)遠藤博也(前掲5)228頁、阿部泰隆(前掲5)280頁
- 26)『これからのは再開発はどうあるべきか その2』(関西再開発研究会2001)11頁